

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	南井上地区 (北中筋、辻寄道、高屋敷、池尻、敷地、桜間、川原田、西高輪、東高輪、花園、井戸北、井戸南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月21日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・権利関係や排水等の条件が悪い農地は借り手がなく、耕作放棄地になっている。
 - ・跡継ぎは定年退職後にするというものが多く、儲からないから若い就農者はほとんどいない。
 - ・本地域は狭い農地が多く効率が悪いため、広いほ場に整備が必要である。
 - ・大型機械が入れるような道がない場合も多いので、集約化は難しい。
 - ・鳥獣被害が増え、サル、シカ、イノシシまで出没するようになっている。
 - ・資材等が高騰し、農作物の価格転嫁できていない。
 - ・農業をしやすい環境を作り、不利な農地の改善が必要である。
- 主な作物: 水稻、ほうれん草、ブロッコリー、トマト、枝豆、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。
- ・農地のマッチングがスムーズに行える仕組みづくりをし、耕作放棄地の発生を防止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	261.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	261.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

・以下の農地における営農型太陽光発電事業について協議の場(令和7年1月15日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用支障がないことを確認した。

国府町花園字川淵395-1番地・国府町花園字小原前448,451-1番地 6,918㎡(転用面積7.30㎡) 位置図1

国府町花園字天満99-1番地 1,759㎡(転用面積5.02㎡) 位置図2

国府町花園字池添277-1, 299-1番地・国府町花園字蛭子ノ元39-1番地・国府町花園字小原前471-1番地・国府町花園字松ノ内489-1番地 7,951㎡(転用面積24.15㎡) 位置図3

国府町花園字川淵377-1,378-1番地 2,685㎡(転用面積5.18㎡) 位置図4

国府町花園字池添294-1番地 1,554㎡(転用面積4.81㎡) 位置図5

国府町花園字川淵372,373番地・国府町花園字関屋335,336番地 5,504㎡(転用面積16.71㎡) 位置図6

国府町花園字川淵405-1番地・国府町東高輪字スサキ133-1番地 3,202㎡(転用面積11.62㎡) 位置図7

国府町花園字宮ノ元125番地 1,077㎡(転用面積4.51㎡) 位置図8

国府町花園字小原前426-1番地 1,145㎡(転用面積4.38㎡) 位置図9

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年5月30日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

国府町池尻字南畑151番地 104㎡

国府町日開字東352番地1の一部 540㎡のうち450㎡

・以下の農地における転用について協議の場(令和7年8月6日～8月20日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

国府町日開字中832番1の一部 1,000㎡のうち449.30㎡、国府町日開字中765番1 449㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積を促進するため、今後はさらに農地貸借について農地中間管理機構を活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を検討し、有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・集落営農組織の設立やサポート体制の整備、小集落での共同作業や分業制などに取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鴨やカラスの被害が拡大しないように、ネット等で対策するとともに、有害鳥獣の捕獲や追い払いに積極的に取り組んでいく。